

令和6年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和6年5月13日 開会

令和6年5月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和6年第2回新十津川町議会臨時会

令和6年5月13日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 第5 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第20号 令和6年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第21号 財産の取得について
- 第8 議案第22号 財産の取得について
- 第9 議案第23号 新十津川町固定資産評価員の選任について

○出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君

教育委員会事務局長 小 松 敬 典 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 下 佳 則 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和6年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、鈴木康裕議員。9番、樋坂里子議員。両議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会の報告をいたしたいと思っております。
日時、場所、出席者については、記載のとおりでございます。
当日、説明員として、寺田副町長、久保田総務課長においていただいております。
協議結果であります。
令和6年第2回町議会臨時会の会期は、5月13日、1日限りとする。
日程については、裏面に記載のとおり執り進める。
議案案件は、報告1件、専決処分の承認1件、令和6年度会計補正予算1件、財産の取得2件、人事案件1件の計6件である旨、総務課長から説明を受けております。
以上、委員会報告でございます。
○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 皆さん、改めましておはようございます。議長からのお許しをいただきましたので、議案の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

3ページをお開き願います。

専決第2号。

専決処分書。

停電による波及事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和6年4月23日でございます。

内容を申し上げます。

1、事故発生日時、令和6年3月17日、日曜日、午後3時10分頃。

2、事故発生場所、新十津川町字中央302番地5、有限会社ルック建物内。

3、相手方、新十津川町字中央302番地5、有限会社ルック、代表取締役、笹木正文。

4、事故の概要、新十津川町総合健康福祉センターの高圧受電設備の破損が原因で、同施設一帯が停電をし、有限会社ルックが所有する電気機器を故障させたものであります。

5、損害賠償額、41万7,700円。

6、和解の内容、町は、本件事故に関し、相手方に上記金額の損害賠償金を支払う。町と相手方は、今後本件事故に関し、異議を申し立てない。

事故の原因及び賠償内容について、付け加えさせていただきます。

ゆめりあ敷地内のトップ団地側にあります高圧受電設備に北電中から引き込むケーブル線の端子の被覆部分に、キツツキと思われる小さな穴が開いており、その穴から雨水が浸透したと思われる漏電事故が発生いたしました。

それにより、3月17日午後3時10分から約40分間、ゆめりあ周辺で停電という事故が発生いたしました。

本来であれば、このような漏電事故が発生した場合、ゆめりあ敷地内の第一電柱に設置してある地絡保護装置が作動し、建物内の電気設備を保護及び周辺に波及することを防止できる仕組みになっておりました。しかしながら、今回、その地絡保護装置がしっかりと作動しなかったことにより、北電側の遮断機が自動的に開放となり、停電が広範囲に及んでしまったところでございます。

原因を究明するため、北電及び施設を管理しています電気保安協会に確認をしましてところ、ケーブル端子の被覆部の損傷と地絡保護装置の劣化によるものというふうに判断をされたところでございます。

損害賠償の内容でございますけれども、業務用コピーが1台、FAX複合機が1台、ターミナル充電器が1台、ブレーカー取替工事が一式、それと、地下水汲み上げのためのポンプ交換一式でございます。

以上、申し上げます、専決処分の報告といたします。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いいたします。今ほど原因として説明のあった地絡保護装置等の劣化につきまして、その劣化の原因っていうのは、老朽化といいますか、耐用年数を過ぎていたというようなことなのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは、ただいまの1番議員の質問にお答えさせていただきます。

地絡保護装置、それからその上に付いております開閉器というのがあるんですが、こちらの機器は、一応20年が更新の目安ということになっておりまして、ゆめりあ建設後24年が経過しております。開閉器、この地絡保護措置については、電気保安協会の方からの電気工作物の点検結果報告におきまして、一応三角という判定がくだされておまして、三角というのは、更新を推奨するということになっておりましたが、この2年間ほどですね、この地絡保護装置についても開閉器についても更新が必要ではないかなというふうに判断しておりましたけども、推奨という段階でございましたので予算要求はしましたが、この辺は予算がついておりませんので、今後、令和7年度に向けて再度要求するというような準備を進めていたところでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第19号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第19号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 佐藤武久君登壇〕

○住民課長（佐藤武久君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第19号、専決処分の承認を求めることについて。

令和6年3月31日に専決第1号として専決処分いたしました、新十津川町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手もとの新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、1ページにあります第51条第2項、第71条第2項、2ページにあります第139条の3第2項の改正につきまして、これらの規定は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免を受けようとする場合に申告書等の提出をしなければならない旨を、それぞれ規定しているものでございますが、それぞれ、ただし書、今回のただし書の規定の追加により、職権による減免を可能とするものでございます。

次に、2ページから12ページにかけて、附則第7条の4の次に4条を加える改正となりますが、これらはいわゆる定額減税に関する規定を追加するものでございます。

最初に、2ページをご覧ください。

附則第7条の5についてご説明いたします。

第1項は、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方について、令和6年度分の個人の町民税に限り、地方税法の規定により控除すべき町民税に係る特別税額控除額を、町民税の所得割の額から控除するとするものでございます。

なお、この特別税額控除額は、町道民税合わせて、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族1人につき1万円でございます。

次に、3ページ、第2項につきましては、寄附金税額控除の特例控除額の計算と年金所得に係る仮特別徴収税額の算定について、特別税額控除の適用がないものとした所得割の額により行うものとする読み替え規定となっております。

次に、3ページから5ページまでにあります、附則第7条の6第1項につきましては、普通徴収における個人の住民税の特別税額控除の方法に関する規定となります。特別税額控除については、普通徴収の第1期から控除するものとし、控除しきれなかった分につい

ては、第2期以降の期から順次控除とするものでございます。

次に、5ページ下段になります。

附則第7条の6第2項につきましては、町民税の徴収方法が、特別徴収から普通徴収になった場合において、普通徴収が2期目以降からとなるときは、附則第7条の6第1項を適用しないとするものでございます。

次に、6ページから9ページまでとなります。

附則第7条の7第1項につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別税額控除の方法に関する規定となります。

公的年金等に係る所得に係る個人の町民税につきましては、公的年金等からの特別徴収を開始する初年度においては、年度の前半が普通徴収、後半は特別徴収となりますが、この場合の町民税の特別税額控除については、普通徴収の第1期の町民税から控除するものとして、控除しきれなかった場合は、普通徴収の第2期の町民税、そして、特別徴収の各期の町民税から順次控除とするものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

附則第7条の7第2項につきましては、年金所得に係る特別徴収税額の徴収月における徴収税額について、附則第7条の7第1項の規定の適用がある場合は、同項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額とすると読み替える規定でございます。

次に、附則第7条の7第3項につきましては、第7条の7第1項と同じく、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別税額控除の方法に関する規定となりますが、第3項は、前年度に公的年金等に係る所得に係る個人の町民税について、公的年金等から前年度に特別徴収をされていた方に関するものでございます。

前年度に特別徴収をされていた方は、前半は前年度の町民税額に応じた税額の2分の1について仮徴収され、後半は当年度の年税額から前半に仮徴収した税額を控除した額を特別徴収することとされています。

この場合の特別税額控除につきましては、年税額が確定した後の10月以降の最初の期から控除するものとして、その最初の期で控除しきれなかった場合は、その後の特別徴収の各期から順次控除とするものでございます。

次に、11ページ下段にあります、附則第7条の7第4項につきましては、年金所得に係る特別徴収税額の徴収月における徴収税額について、附則第7条の7第3項の適用がある場合は、同項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額とすると読み替える規定でございます。

次に、12ページをご覧ください。

上段の方ですね、附則第7条の7第5項につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税について、特別徴収から普通徴収に変更となった場合については、附則第7条の7第1項から第4項までの規定は適用しないとするものでございます。

次に、附則第7条の8につきましては、前年所得が1,000万円を超える納税義務者で、前年所得が48万円以下の配偶者がいる方、いわゆる配偶者控除を受けることができない納税義務者となるのですが、その方について令和7年度分の個人の町民税に限り、特別税額控除を行うものとするものでございます。

令和6年度ではなく令和7年度分の町民税について実施する理由でございますが、当該

配偶者につきましては、配偶者控除の対象となりませんので、その存否について令和5年分の課税資料により把握することができません。このようなことから、令和6年分の源泉徴収票等に記載させて、令和7年度分の町民税について実施することとするものでございます。

続きまして12ページ、附則第8条第2項につきましては、条例附則への条の追加による条ずれに伴う改正、13ページ、第3項につきましては、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について附則第8条の規定による税額控除後の所得割の額とするものでございます。

次に、13ページ、附則第10条の2に関するものでございますが、最初に第7項につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準に乗じることができる割合として条例で定めることができる割合を定める規定を新設するものでございます。

14ページ、第17項につきましては、都市再生特別措置法に定める滞在の快適性等の向上に資する施設に係る固定資産税の課税標準に乗じることができる割合として条例で定めることができる割合を定める規定を新設するものでございます。

その他の項につきましては、当該新設したものによる項ずれ、あと、法律の改正による項号ずれの反映のための改正でございます。

14ページ、附則第10条の3第3項につきましては、新築された認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅に対する固定資産税の減額について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には当該減額を適用することができるとする規定を追加するものでございます。

次に、15ページ、16ページ、附則第10条の3第4項以下の項につきましては、第3項の規定の追加による項ずれと、地方税法施行規則の改正による項ずれを反映する改正でございます。

次に、17ページから21ページにかけては、附則第11条から第13条まで、第15条につきましては、固定資産税、特別土地保有税に係る各種特例の適用年度の更新による改正でございます。

次に、22ページから25ページにかけては、附則第16条の3から第17条まで、第18条、第19条、第20条から第20条の3までにつきましては、これらの規定において分離課税とする所得に係る個人の町民税の所得割の額について、特別税額控除の対象に含めるとする読み替え規定の追加をするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則についてご説明申し上げます。16ページをご覧ください。

第1条は、改正条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

次に、第2条ですが、第1項は、改正後の税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度分の固定資産税から適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとするもの。

第2項は、地方税法附則第15条第25項の規定による特定再生エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税の特例について、改正前の規定における期間に取得したものについて、従前の例によることとする経過措置。

第3項は、地方税法の改正により削られた同法附則第15条第32項の規定による固定資産

税の課税の特例について、改正前の規定における補助期間に係るものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

17ページ、第4項につきましては、改正前の地方税法附則第15条第39項の規定による固定資産税の課税の特例について、改正前の規定における期間に係るものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上をもちまして、専決第1号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第20号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案20号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

令和6年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,624万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第20号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

議案書の21ページから25ページは、議案第1条第2項の第1表歳入歳出予算補正でございまして、補正の款項の区分及び金額となりますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、補正の内容について説明いたします。

まず、この度の補正の概要でございますが、国の総合経済対策に係る定額減税を実施するための準備経費と、定額減税をすべて受けることの出来ない方への給付金について予算措置するというものが主なもので、このほか、町有施設の維持管理において、早急に修繕を必要とする箇所が発生したことから、これに対応するための予算を計上するものでございます。

では、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、32ページをお開き願います。

2款2項1目賦課徴収費。補正額259万6千円。財源は、全額国道支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

補正の内容につきましては、令和6年度の税制改正において、定額減税の措置がなされましたので、この改正に対応するための個人住民税システム改修を行いたいとするものです。

この定額減税は、昨年11月に決定した国の総合経済対策において、デフレ完全脱却に向けた一時的な措置として進められるもので、第1段階として進められております住民税非課税世帯や、住民税均等割のみ課税世帯への給付金制度に続く、第2段階目の対策となっております。

続きまして、34、35ページとなります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額1,763万2千円。財源は、国道支出金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1,585万円、一般財源が178万2千円となります。内容を申し上げます。

3番、総合健康福祉センター管理運営事務209万円は、本年3月に発生したゆめりあ高圧受電設備事故に係る修繕経費を計上するもので、高圧ケーブル、区分開閉器、保護継電器を更新する内容となっております。

14番、定額減税調整給付金支給事業1,554万2千円は、先ほど、2款賦課徴収費のところでご説明いたしました定額減税とセットで進める事業となります。

今回の定額減税は、所得税分3万円と個人住民税所得割分1万円を合わせた4万円に、減税対象人数を乗じた額を定額減税するというものですが、納税額が少なく、減税しきれないと見込まれる方に対しては、その差額を給付金として支給することとなっており、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、想定される給付金分と事務費を予

算計上するものでございます。

なお、予算計上にあたりましては、過去のデータを参考に、該当者数を1,000人、給付見込額を1,500万円と推計して計上いたしました。

また、事務費につきましては、郵券料、振込手数料など、全体で85万円を見込んでおりますが、会計年度任用職員の任用経費30万8千円については、今年度からの予算計上方法変更に伴いまして、38ページ、13款職員費での計上となっております。

続きまして、36、37ページとなります。

10款2項1目学校管理費。補正額88万円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

6番、教員住宅維持管理事業88万円は、平成17年度建築の中学校教員住宅、木造平屋建て1棟2戸のうちの1戸において、給湯器が故障し、修繕が不可能な状態となったことから、これを交換する費用となります。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入の説明に移ります。

歳入は、議案書の28ページから31ページとなりますが、特定財源として扱うものにつきましては、歳出のところでご説明いたしましたので、一般財源についてご説明します。

30ページ、31ページをお開きください。

19款1項1目基金繰入金。番号1番、財政調整基金繰入金297万円は、補正財源として繰入を増額するもので、今後、予算額全額を繰り入れた場合の財政調整基金残高は、約7億5,000万円となる見込みとなっております。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いいたします。議案の34ページ、35ページの事業番号14番、定額減税調整給付金支給事業の関係です。こちらの減税を受けきれない方への給付なんですけれども、その給付の時期は、大体いつ頃になるのかですね。減税自体は6月の分からというふうに認識しているんですけれども、そことあまり変わらずに給付を受けることができるのか確認させてください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

給付調整額算定の基礎となる令和6年分推計所得税額や令和6年度個人住民税額を課税台帳等から抽出し、調整給付額算定等の事務処理を進める目安となる日、その事務処理基準日が6月3日と設定されています。令和6年度住民税課税台帳や令和6年度所得税情報をもとに定額減税可能額を算出し、その後、調整給付金対象者リストを作成し、住民への案内となりますので、支給開始は早くても8月以降となる見込みです。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第21号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第21号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、除雪ドーザ1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、2,491万5千円。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店、支店長、石岡弘樹。

なお、裏面には参考資料として、指名業者名、財産の規格などを記載しておりますので、お目通しを願います。

なお、納入期限につきましては、令和7年3月31日を予定しております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第21号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第22号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第22号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、ロータリ除雪車1台。

2、取得の目的、除雪体制の強化。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、3,795万円。

5、契約の相手方、旭川市永山2条9丁目1番33号、北海道川崎建機株式会社旭川支店、支店長、熊谷伸哉。

なお、裏面には参考資料として、指名業者名、財産の企画等を記載しておりますので、お目通し願います。

なお、納入期限につきましては、令和7年3月31日を予定しております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第23号、新十津川町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第23号、新十津川町固定資産評価委員の選任について。

新十津川町固定資産評価委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

内容の説明を申し上げます。

氏名、佐藤武久。

住所及び生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

地方税法第404条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し添えます。

この度の選任につきましては、4月1日付けの人事異動に伴い、佐藤武久氏が住民課長となり、固定資産の評価に関する事務を司ることから、新たに固定資産評価委員に選任するものでございます。

何とぞ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、新十津川町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和6年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員